

6月定例総会議事録

- 1 日 時 令和元年6月29日(金) 午後1時30分～
- 2 場 所 本庁5階 大会議室
- 3 議 題 別紙のとおり
- 4 出席委員 二木昭治 小澤治人 百瀬友司 小池典子 竹下静江 塩原 正
古田久人 三村明一 竹淵 浩 塚原一郎 米久保 茂 三溝静夫
塩原令子 酒井茂典 北澤 稔 田中新一 平林金一郎 山崎憲一
赤羽 功 荒川浩一 長尾正公 赤羽 章 伊藤正彦 上條幸栄
神戸 博 橋戸 勝
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局員 溝口事務局長 川上係長 宮原主査 中澤主事
- 7 協議内容

(1) 開 会 二木 会長代理

(2) あいさつ 塩原会長

(3) 議案審査

- ・塩原議長 それでは議事に入ります。本日の議事録署名人は議席番号5番の赤羽委員と6番の平林委員でお願いします。

① 議案第1号 農地法第18条6項の規定による通知について

<u>塩尻地区</u>	<u>全1件 承認</u>	<u>片丘地区</u>	<u>全1件 承認</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>		<u>洗馬地区</u>	
<u>宗賀・檜川地区</u>		<u>北小野地区</u>	

- ・塩原議長 1番を塩尻地区でお願いします。
- ・百瀬委員 片丘〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する枚敷〇〇〇番の田、面積251㎡、外2筆合計面積882㎡を広丘高出〇〇〇番地にお住いの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後地利用は、駐車場用地とする予定です。地区としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を片丘地区でお願いします。
- ・竹淵委員 片丘〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する片丘〇〇〇番の畑2,920㎡を松本市〇〇〇番にある〇〇〇さんが借りて耕作していましたがあまりに遠いということで当事者合意解約ということで申請がありました。後作は未定です。地区としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

② 議案第2号 塩尻市農業振興地域の変更申請について

<u>塩尻地区</u>	<u>片丘地区</u>	<u>全1件 承認</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	<u>全1件 承認</u>	<u>洗馬地区</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>		<u>北小野地区</u>

- ・塩原議長 1番を広丘地区でお願いします。
- ・竹下委員 広丘郷原〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する広丘郷原〇〇〇番の畑798㎡を小規模保育園を建てるため農振農用地から除外をするものです。この土地は市街化調整区域です。農振除外については、位置的代替性がないこと、農地の利用集積に影響を及ぼさないことなど、除外の要件を満たします。農地区分は、原則、農地転用ができない第1種農地ですが、この小規模保育園事業は、公益性が高いと認められる事業の土地収用法その他の法律により収用又は使用できる事業に該当するもので、不許可の例外に該当し、許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を片丘地区でお願いします。
- ・米久保委員 片丘〇〇〇番地にお住いの〇〇〇さんが所有する片丘〇〇〇番の田13㎡と〇〇番の田238㎡、片丘〇〇〇番の田60㎡の合計311㎡を既存宅地の敷地増により農業用物置及び庭として農振農用地から除外するものです。この土地は、昭和63年頃、既存住宅の周囲が〇〇〇土地改良区による耕地整理が行われるに当たり、地区界調査を行った結果、農地の一部が既存宅地内に取り込まれている事が判明し、分筆をして改良区から除外し今日に至っています。分家時より農家住宅敷地として、農業用物置が建ち、植栽され庭として利用されており農地への復旧は困難と思われます。この土地は市街化調整区域です。農振除外につきましては、位置的代替性がないこと、農地の利用集積に影響を及ぼさないこと、など、除外の要件を満たします。農地区分は、原則、農地転用ができない第1種農地ですが、集落に接続することや農業用施設であり、不許可の例外に該当し、許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)

- ・塩原議長 本件は承認されました。

③ 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

塩尻地区	片丘地区
広丘・高出・吉田地区 全1件 承認	洗馬地区 全1件 承認
宗賀・檜川地区 全1件 承認	北小野地区

- ・塩原議長 1番を宗賀地区でお願いします。
- ・平林委員 塩尻町〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する宗賀〇〇〇番の畑、面積1,888㎡を、塩尻町〇〇〇番地にある〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・塩原議長 ほかに意見質問はありますか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を広丘地区でお願いします。
- ・竹下委員 松本市〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する広丘郷原〇〇〇番の田565㎡、外1筆合計面積803㎡を、広丘郷原〇〇〇番地にお住いの〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて3番を洗馬地区でお願いします。
- ・北澤委員 我孫子市〇〇〇番にお住まいの〇〇〇さんが所有する洗馬〇〇〇番2外2筆の田、合計5,668㎡を、松本市〇〇〇番にお住いの〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

④ 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

塩尻地区	片丘地区
広丘・高出・吉田地区	洗馬地区 全1件 承認
宗賀・檜川地区	北小野地区

- ・塩原議長 1番を洗馬地区でお願いします。
- ・塩原委員 松本市〇〇〇番地にお住いの〇〇〇さんが所有する洗馬〇〇〇番の畑、面積179㎡を、自らの農地への通路用地として農地転用するものです。この土地は市街化調整区域です。農地区分は、消極的2種農地となりますが、位置的代替性がなく、周辺農地に支障がないため、許可要件を満たします。地区としては可といたしました。総会の意見ををお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

⑤ 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

塩尻地区	全2件 承認	片丘地区	
広丘・高出・吉田地区	全2件 承認	洗馬地区	全2件 承認
宗賀・檜川地区		北小野地区	

- ・塩原議長 1番を広丘地区でお願いします。
- ・三村委員 この案件は、追認申請です。広丘野村〇〇〇番地お住まいの〇〇〇さんが所有する広丘野村〇〇〇番の畑396㎡を、広丘高出〇〇〇番地にお住いの〇〇〇さんに、資材置場用地として所有権移転するものです。この土地は平成23年頃に耕作していない土地を目にしたところ、所有者が高齢で土地の管理ができない状況であったため、資材置場として使用していたところ、土地の買取提案により計画を進める中で発覚したもので、現在8年程資材置場として利用しており農地への復旧は困難と思われまます。この土地は、市街化調整区域です。農地区分は、市街化の見込まれる積極的2種農地となりますが、位置的代替性がなく、周辺農地に支障がないため、許可要件を満たします。地区としては可といたしました。総会の意見ををお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を塩尻地区でお願いします。
- ・百瀬委員 棧敷〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する棧敷〇〇〇番の畑、面積793㎡を、大門七番町〇〇〇番にある〇〇〇さんに使用貸借権を設定し、資材置場・土場として一時農地転用するものです。この土地は市街化調整区域です。農地区分は、農振農用地ですが、一時転用であるため、不許可の例外に該当し、許可要件を満たします。地区としては可といたしました。総会の意見ををお願いします。
- ・二木代理 転用期間は？
- ・百瀬委員 許可後3か月です。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。

- ・古田委員 これは、使用賃貸借権か賃貸借権のどちらですか？
- ・川上係長 申請書には使用賃貸借権の設定となっておりますが、賃貸借権の設定になる
 ということで申請者に確認をさせていただきました。
- ・塩原議長 ほかに委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて3番を広丘地区でお願いします。
- ・長尾委員 広丘野村〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する広丘郷原〇〇〇番の畑、
面積611㎡を、広丘郷原〇〇〇番地にある〇〇〇さん駐車場用地として、賃貸借権
を設定するものです。この土地は市街化調整区域です。農地区分は、〇〇〇大学
と〇〇〇大学病院から500m以内で、上下水道韓が埋設された道路に面した、第3
種農地であり、許可要件を満たします。地区としては可といたしました。総会の
意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて4番を洗馬地区でお願いします。
- ・塩原委員 松本市〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する洗馬〇〇〇番の畑、外1
筆の合計面積388㎡を、大門1番町〇〇〇番にお住いの〇〇〇さんに住宅用地・通
路用地として、所有権移転するものです。この土地は市街化調整区域です。農地
区分は、消極的第2種農地となりますが、位置的代替性がなく、周辺農地に支障
がないため、許可要件を満たします。地区としては可といたしました。総会の意
見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて5番を塩尻地区でお願いします。
- ・百瀬委員 長畝〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する長畝〇〇〇番の畑、面積323
㎡を、大門泉町〇〇〇番にお住いの〇〇〇さんに住宅用地として、使用賃貸借権
を設定するものです。この土地は市街化調整区域です。農地区分は、第1種農地
であり、原則、農地転用が認められませんが、集落に接続し、位置的代替性がな
く、周辺農地に支障がないため、不許可の例外に該当し、許可要件を満たします。
地区としては可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)

- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて6番を洗馬地区でお願いします。
- ・三溝委員 狭山市〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する洗馬〇〇〇番の畑233㎡外2筆合計面積2,204㎡を、洗馬〇〇〇番地にある〇〇〇さんに所有権を移転し、工場・事務所用地として農地転用するものです。この土地は市街化調整区域です。農地区分は、〇〇〇医院と〇〇〇歯科から500m以内で、上下水道管が埋設された道路に面した、第3種農地であり、許可要件を満たします。地区としては可といたしました。総会の意見ををお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

⑥ 議案第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届け出(相続届)について

塩尻地区	全2件 承認	片丘地区	
広丘・高出・吉田地区	全1件 承認	洗馬地区	全1件 承認
宗賀・檜川地区	全2件 承認	北小野地区	

【報告】 事務局 川上係長 3条届出 6件 報告。

- ・塩原議長 今事務局から説明がありました。相続届ですので部会としては可といたします。

⑦ 議案第7号 農地法第4条の規定による届出について

塩尻地区	全1件 承認	片丘地区	
広丘・高出・吉田地区	全1件 承認	洗馬地区	
宗賀・檜川地区		北小野地区	

【報告】 事務局 川上係長 4条届出 2件 報告。

- ・塩原議長 今事務局から説明がありました。市街化区域内ですので可といたします。

⑧ 議案第8号 農地法第5条の規定による届出について

塩尻地区	全4件 承認	片丘地区	
広丘・高出・吉田地区	全1件 承認	洗馬地区	
宗賀・檜川地区		北小野地区	

【報告】 事務局 川上係長 5条届出 5件 報告。

- ・塩原議長 今事務局から説明がありました。市街化区域内ですので可といたします。

⑨ 議案第9号 農地保有合理化促進事業による幹旋適格認定について

塩尻地区		片丘地区	全1件 承認
広丘・高出・吉田地区	全1件 承認	洗馬地区	全3件 承認
宗賀・檜川地区		北小野地区	

- ・塩原議長 1番を洗馬地区でお願いします。
- ・三溝委員 〇〇〇が所有します洗馬〇〇〇番の田1,327㎡外3筆合計面積4,558㎡を自作地売

買、保有合理化促進事業で洗馬〇〇〇番地にある〇〇〇さんに所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。2番を洗馬地区でお願いします。
- ・三溝委員 〇〇〇が所有します洗馬〇〇〇番の田2,522㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で洗馬〇〇〇番地にある〇〇〇さんに所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。3番を広丘地区でお願いします。
- ・竹下委員 〇〇〇が所有します広丘郷原〇〇〇番外1筆の畑、合計4,741㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で宗賀〇〇〇番地にある〇〇〇さんに所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。
- ・塩原会長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原会長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原会長 本件は承認されました。続いて4番を洗馬地区でお願いします。
- ・三溝委員 〇〇〇が所有します洗馬〇〇〇番1外1筆の畑、合計1,305㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で洗馬〇〇〇番地にお住いの〇〇〇さんに所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。
- ・塩原会長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原会長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原会長 本件は承認されました。続いて5番を片丘地区でお願いします。
- ・竹淵委員 片丘〇〇〇番地にお住いの〇〇〇さんが所有します片丘〇〇〇番の畑2,131㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で〇〇〇に所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。
- ・塩原会長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原会長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原会長 本件は承認されました。

⑩ 議案第10号 農地利用集積計画について

<u>塩尻地区</u>	<u>全2件 承認</u>	<u>片丘地区</u>	<u>全7件 承認</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	<u>全10件 承認</u>	<u>洗馬地区</u>	<u>全4件 承認</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>	<u>全4件 承認</u>	<u>北小野地区</u>	<u>全5件 承認</u>

- ・塩原議長 議案の訂正がありますので事務局よりお願いします。
- ・川上係長 議案の16ページの21番を見て頂きまして、2,875㎡を8,575㎡に訂正願います。
- ・塩原議長 委員に対象者がいらっしゃいますので竹淵委員ご退席をお願いいたします。
- ・百瀬委員 塩尻地区新規面積・筆数0、再設定面積4,316㎡筆数2。合計面積4,316㎡2筆、地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いいたします。
- ・塩原議長 片丘地区お願いします。
- ・赤羽委員 片丘地区新規面積2,294㎡筆数1です。再設定面積8,642㎡7筆。合計面積10,936㎡8筆、地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いいたします。
- ・塩原議長 続いて広丘・高出・吉田地区お願いします。
- ・古田委員 広丘地区新規面積筆数0、再設定面積24,287㎡12筆。合計面積筆数24,287㎡の12筆すべて可といたしました。総会のご意見をお願いいたします。
- ・塩原議長 続いて洗馬地区お願いします。
- ・三溝委員 洗馬地区新規面積1,962㎡筆数2、再設定面積9,807㎡筆数3です、合計面積筆数11,769㎡筆数5です、すべて可といたしました。総会のご意見をお願いいたします。
- ・山崎委員 宗賀地区新規面積筆数4,835㎡筆数4、再設定面積2,106㎡筆数1、合計面積筆数6,941㎡5筆、すべて可といたしました。総会のご意見をお願いいたします。
- ・赤羽委員 北小野地区新規面積筆数0、再設定面積8,313㎡筆数は6です、合計面積筆数8,313㎡6筆、すべて可といたしました。総会のご意見をお願いいたします。
- ・塩原議長 新規面積総合計9,091㎡筆数7、再設定面積57,471㎡筆数31。総合計66,562㎡筆数38すべて可といたします。続いて所有権移転を事務局からお願いします。
- ・事務局宮原 (7件11筆報告)
- ・塩原会長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 無ければ本案件に対して採決を取ります。本案件を承認される委員の挙手を求めます。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本案件は承認されました。
- ・塩原議長 続きまして、農地等の利用の最適化に関する指針につきまして、事務局より説明を求めます。

⑪ 農地等の利用の最適化に関する指針について (溝口局長説明)

- ・溝口局長 (資料により説明)
- ・塩原議長 説明がありましたが意見質問ありますでしょうか。
- ・塩原議長 なければ、この指針で提出をするということで皆さんの承認をいただきたいと思えます。この指針を承認いただける委員のみなさんの挙手を求めます。

- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 ありがとうございます。それではこの指針で進めていくことにいたします。
- ・塩原議長 以上で議案案件はすべて終了しました。

(4) その他事項

① (松本農業改良普及センター 北澤氏による概況説明)

- ・塩原議長 意見質問ありますでしょうか。

(意見・質問なし)

②その他

農政懇談会提案書について (溝口局長)

農業者年金について (中澤主事)

議事録署名について (溝口局長)

(5) 閉 会 二木 会長代理

午後3時10分終了